

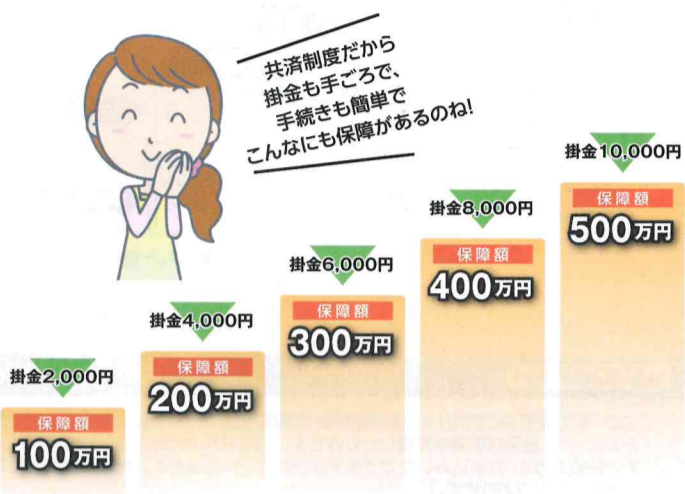
わずかな掛け金で安心と助け合い

全電生協の火災共済

この制度は電機販売店の助け合いの心から生まれた制度です。

“万人は一人のために 一人は万人のために”

全国電機販売生活協同組合(全電生協)は創業以来、掛金の値上げをせずに、ご加入者様への保障を第一に「小さな掛金・大きな保障」を実践し、安全・安心・堅実な運営に努めてまいりました。これからも、皆様方のお役に立てる「火災共済」であるよう努力し続けてまいります。この度、本チラシにて相互扶助を目的とした「火災共済」制度のご案内をさせていただきます。



この火災共済は、生協法に基づき厚生労働省の認可を受けた全国電機販売生活協同組合が運営しています。

- 保障額は罹災状況に応じて査定されます。
- 保障額は他の保険契約・共済契約がある場合は、それぞれの責任分担に応じた共済金となります。

ご自身の店舗・店舗兼住宅・住宅・倉庫が万一火災で損害を被った時に、保障します!

特長1 建物・動産の「火災」のみの共済です。

ご加入物件	建物の所有状況		ご加入出来る最高保障額
	自己所有	借家	
建物	○	ご加入出来ません	500万円まで
動産	ご加入出来ません	○	200万円まで

※地震が原因の「火災」は、対象外です。

いざというとき仮住まいの費用や火災処理費用等になるからとても安心だわ!

共済金

特長2 前年は払込掛金の37.0%の割戻金がありました。

決算後に剰余金が生じた場合、割戻金としてお戻ししています。

- 割戻率は、剰余金の増減により変動します。
- 割戻金の中から一定割合を財務基盤の強化を図るため、総代会決議により出資金に振替えることをお願いしています。

割戻金で掛金の実質額の負担が軽くなり加入しやすいね!

割戻金 37.0%

割戻金

特長3 万一罹災の際は、迅速なお支払い手続きに努めています。

共済事務局に書類が到着後、不備がなければ約7日間で共済金をお支払いいたします。

※各証明書の内容を参考に、罹災状況を十分に精査した上で共済の金額を認定いたします。

約7日間

丁寧に対応して頂きました。安堵と感謝の思いであります。

- ◎ご加入は： 経営者、従業員の皆様のご加入いただけます。
- ◎対象の建物は： ご自身の所有する店舗・店舗兼住宅・専用住宅・倉庫(但し、賃貸物件の建物は対象外です)。
- ◎対象の動産は： 賃貸物件の建物に収容されている動産(但し、ご自身の所有物件に収容の動産は対象外です)。
- ◎罹災された場合は： 消防署の罹災証明書・新聞報道記事・罹災状況写真・現場見取図を提出(全焼以外は建物の面積に対する焼損率で査定されます。なお、動産は修理の可否により査定されます。)
- ◎契約期間は： 毎年11月1日午前0時～翌年10月31日午後12時までの1年間。(但し、期中でも随時ご加入いただけます)
- ◎申込先は： 商業組合事務局に申込書と掛金を添えてお申込みください。
- ◎掛金と補償額： 下表の通りです。(中途加入でも掛金は変わりません)

ご加入共済金額(保障額)	掛金額(年額)		ご加入共済金額(保障額)	掛金額(年額)	
	新規加入	継続加入		新規加入	継続加入
500万円	10,000円+出資金	10,000円	200万円	4,000円+出資金	4,000円
400万円	8,000円+出資金	8,000円	100万円	2,000円+出資金	2,000円
300万円	6,000円+出資金	6,000円			

(注)新しくご加入される場合は、全電生協の組合員になるために出資金が必要で、1口200円で5口1,000円以上をお願いしております。

万一火災にあわれた場合

- ①まず、火災の共済事故のご連絡を各商組を通じて共済事務局へご連絡下さい。
- ②次に、共済事務局より事故内容に基づき必要書類をご案内いたします。

ただ今募集中! 随時ご加入受付中

電機(器)商業(工)組合員の皆様全員のご加入をいただきたくご協力の程お願い申し上げます。

お問合せ・資料のご請求は

全国電機販売生活協同組合へお問い合わせください。

全国電機販売生活協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島3-6-1 全国家電会館2階
TEL : (03) 3831-8257 / FAX : (03) 3835-3313

ホームページ ▶ <http://www.zds.or.jp>